

説論

(2011・4・20)

国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防の排水門開門問題で、干拓地の営農者や干拓地の農地を所有する農業者振興公社(理事長・中村法道知事)、周辺地域の漁業者、地域住民らが19日、国に対して開門の差し止めを求める訴訟を長崎地裁に起こした。

諫早事業をめぐっては、佐賀県などの漁業者らが有明海の漁業不振は潮受け堤防閉め切りが原因だとし、堤防の撤去や排水門の開門などを求めて国を提訴。2008年の一審の佐賀地裁は続き、昨年12月には二審の福岡高裁でも排水門を5年間、常時開放して、漁業不振との因果関係を調査するように国に命じる判決

開門差し止め提訴

対立深めた国の責任は重い

が出された。これを受けて菅直人首相は上告をせず、判決が確定。農林水産省は来月に出される予定の環境影響評価(アセスメント)の中間報告を受けた後、開門の方法や時期などの具体策を検討するとしている。

しかし、既に干拓地に入書などの被害が及び、堤防の防災効果も損なわれる」として、あくまで開門に反対していく姿勢を示し、今回の訴訟となった。

これまでの裁判は、漁業者と国の対立の構図だった。国が開門による悪影響を主張することで、営農者被害を強調するとともに、開門を認めた福岡高裁の判決について、潮受け堤防の防災機能や営農に果たす役割、開門による濁りや潮流の変化が与える周辺の漁業や自然環境への影響などに適正な評価や配慮がされていまいと主張している。今

の具体的な方策をきちんと示し、丁寧に説明していかなければならない。

一方、開門訴訟の原告側も利害関係人として裁判に補助参加し、開門差し止めを阻止する考えという。国を挟んで開門賛成、反対の両派が法廷論争を繰り広げることになることで、対立をさらに深めることになりはしないか心配だ。

諫早事業は国が進めてきたものだ。開門賛成、反対両派の対立をここまで深刻にしたのも国の責任である。司法の場で決着しても、それがことが済む問題ではない。有明海の再生、干拓事業の行く末について国の果たす責任は重い。

(大島信裕)

干拓地の営農者や干拓地の農地を所有する農業者

み合わせがあり得る」と表
明「被災地への配慮は技術
当初予算の歳出見直しで検
案も出ている。

字国債を発行せず、11年度「復興連帯税」とする